

増補調整中

参考資料4

質保証システム見直しに係る基礎資料集

令和4年1月7日時点版

目次

1. 質保証システム見直しに係る経緯・背景

- (1) 質保証システム部会に係るこれまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 現行の質保証システムに係る経緯・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

2. 大学の質保証に係る現状

- (1) 現行制度による質保証の状況①（設置認可）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- (2) 現行制度による質保証の状況②（設置計画履行状況等調査、認証評価等）・・・・ 2 6
- (3) 制度に関する提言等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- (4) 学びの質と水準に関するデータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

3. 質保証システムの見直しに係る検討

- (1) 質保証システムの見直しに当たっての検討
 - ① 大学設置基準・設置認可審査制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
 - ② 認証評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3
 - ③ 情報公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 4
 - ④ その他
 - 社会状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 7
 - 定員管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 2
 - 教育組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 6
 - 遠隔授業やICTを活用した授業・・・・・・・・・・・・ 1 8 0
 - リカレント教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 6
 - グローバル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9 0
 - 大学間連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 3
 - 学生が質保証に参画する仕組み・・・・・・・・・・・・ 2 0 8
 - 質保証を支える公財政支出・・・・・・・・・・・・ 2 1 6

1. 質保証システム見直しに係る経緯・背景

（１）質保証システム部会に係るこれまでの経緯

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、平成30年に策定された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の要請に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。
- 第10期において「質保証システム全体を通じた考え方／質が保証されている大学」について議論を行い、具体的な質保証システムの見直しに係る議論に入るための足場固めの議論を行った上で、第11期の議論が行われている。
- 第8回部会において、グランドデザイン答申と第10期における議論を踏まえ「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証」の実現が見直しに係る大きな方針であること、各制度を見直していくに当たっての視座として①客観性の確保、②透明性の向上、③先導性・先進性の確保（柔軟性）、④厳格性の担保を確認。

第11期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会※について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

検討の視点

- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

（令和3年6月15日時点）

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
暁道 佳明	上智大学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
宮内 孝久	神田外語大学長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

◎：部会長、○：副部会長

（これまでの状況）

・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

（今後の予定）

・質保証システムの見直しのコンセプトに基づき、質保証システムの各要素についての具体的な改善方策を検討。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（抄） （平成30年11月26日 中央教育審議会）

2040年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、前述したとおり「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を経た上で行うべきである。

これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて質保証のための必要な見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） （平成30年11月26日 中央教育審議会）

教育が本来目指すものは、人間の社会生活の持続的な質的向上と、個々人の人間としての幸福追求のための資質と能力の向上であることを大前提とした上で、今後、Society5.0 やグローバル化が進むことを踏まえれば、個々人の生産性の向上が必要不可欠であり、できるだけ多くの学生が進学すること、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、質が高く、社会のニーズと学修者の個々のニーズに共に応えられる魅力的な高等教育を提供していくことは重要である。

質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 国が制度として保証すべき「質」の範囲は。
- 現行の質保証システム全体を見渡した上で、高等教育の質保証として、着目しなければならない観点は。
- 学修成果による質保証を実現するためにどのような方策が考えられるか。
- 社会との対話を通じて大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促すための質保証システムの在り方をどう考えるか。
- 実効的かつ効率的な質保証システムを構築するための、事前チェックと事後チェックのバランスや考えられる仕組みはどのようなものか。

大学設置基準・設置認可審査の在り方について

- 時代に即した設置基準とするために見直すべき観点は。例えば、施設・校地校舎の在り方や、科目当たり単位数や履修科目数など教育課程の在り方、専任教員の在り方等についてどのように考えるか。その際、設置審査や認証評価、自己評価・内部質保証、情報公表等の質保証システム全体との整合性をどのように考えるか。
- 質保証システム全体を見渡した上での、設置認可審査の役割と見るべき観点はどのようなものか。

認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について

- 「有効に機能している内部質保証」についてどう考えるか。またそれを認証評価において確認するためには、どのような工夫が必要か。
- 内部質保証において学修成果を保証するために考えられる仕組みは。また認証評価においてどのように確認することが可能か。
- 評価結果の内容に応じた受審の弾力化・効率化を含むインセンティブについてどのように考えるか。
- 認証評価において「不適合」となった場合の事後措置について、どのようなことが考えられるか。

- 一般社会からも分かりやすい認証評価とするためにどのような工夫が考えられるか。
- 認証評価機関の質保証をどのように考えるか。

情報公開の在り方について

- 大学ポートレートの現状や役割についてどのように考えるか。
- 公表すべき情報の項目や、一覧化についてどのように考えるか。

大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

- 設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。
- 定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

質保証を支える人材の育成について

- 大学の質保証を担う職員の育成や位置づけについてどのようなことが考えられるか。

オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について

- オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき設置基準上や認証評価上の観点は。

その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点

- 学位の分野の名称についてどのように考えるか。

第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

- 部会長の選任等について
- 第10期大学分科会質保証システム部会の運営について
- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・一般社団法人国立大学協会
山崎 光悦副会長（金沢大学 学長）
- ・一般社団法人公立大学協会
清水 一彦副会長・第2委員会委員長
（山梨県立大学 理事長・学長）
- ・一般社団法人日本私立大学連盟
田中 優子常務理事（法政大学 総長）
- ・日本私立大学協会
佐藤 東洋士会長（桜美林大学 理事長・総長）
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
長谷川 壽一理事

第4回 令和2年9月28日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・全国公立短期大学協会 村井 美代子副会長
（三重短期大学 学長）
- ・日本私立短期大学協会 川並 弘純常任理事
（聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長）

第5回 令和2年11月25日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
米澤 彰純 東北大学国際戦略室副室長・教授
林 隆之 委員（政策研究大学院大学教授）

第6回 令和2年12月23日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
森 利枝 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
浅野 茂 山形大学学術研究院教授
大森 昭生 委員（共愛学園前橋国際大学学長）
- 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
高橋 陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長
岩永 雅也 放送大学学園副学長

第7回 令和3年1月25日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授
- 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング
近田 政博 神戸大学大学教育推進機構教授
山中 明生 公立千歳科学技術大学理工学部長・教授
土屋 恵一郎 委員（千葉工業大学特任教授，元明治大学学長）

第11期大学分科会質保証システム部会

第8回 令和3年6月15日

- 部会長の選任等について
- 質保証システムの見直しについて

第9回 令和3年7月7日

- 質保証システムの見直しについて

【有識者からのヒアリング】

- 島田 敬士 九州大学大学院システム情報科学研究所 教授
山田 剛史 関西大学教育推進部 教授

第10回 令和3年8月4日

- 質保証システムの見直しについて

第11回 令和3年9月17日

- 質保証システムの見直しについて

質保証システム部会における今後の議論の進め方について（案）
（平成2年9月28日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
吉岡部会長提出資料）

（（略）今後の質保証システム部会の議論の方向性）

以上を踏まえ、質保証システム部会における議論では、このような現行の質保証システムの全体像を俯瞰しつつ、「グランドデザイン答申」やその後のコロナ禍を経て表出した大学像を踏まえ、質保証システムのそれぞれの要素の役割や相互の関係を改めて精査し、時代に即した在り方を検討していくことが求められる。

その際、学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深めるとともに、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識しつつ、いわば「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい。

質保証システムの見直しの方向性

第8回中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
(令和3年6月15日)資料6を基に一部修正して作成

グランドデザイン答申（平成30年11月）
教育の質保証システムの確立

質保証システム部会における今後の議論の進め方について
(令和2年9月28日 質保証システム部会長 吉岡 知哉)

- 学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深める
- 「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい

大方針

- ①学修者本位の大学教育を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。
- ②質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「社会に開かれた質保証」を実現。

見直しのための視座と 方向性

①客観性の確保

「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性があることが必要。また質保証システムの中で各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。

例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る。

②透明性の向上

学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、客観的な情報が適切に公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。

例) 不適合や指摘事項の根拠の明示等により、設置審査の透明性を向上。情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上。

③先導性・先進性の確保（柔軟性）

社会との往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。

例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制を柔軟化。

④厳格性の担保

社会の変化に対応していくためには、柔軟性を発揮して先進的な取組を講じることと併せ、学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、厳格性が担保されていることも求められる。

例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化。

（２）現行の質保証システムに係る経緯・背景

- 平成15年までの我が国の大学の質保障システムは、設置基準とその設置基準設置認可審査による事前規制型。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保障の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。
- 国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する政府全体の規制改革の流れも踏まえつつ、平成15年より認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可の弾力化を実施。
- 現在の我が国の質保証制度は、事前規制と事後確認の併用型であることにより、一定水準以上の大学であることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- 大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

○ 規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日 閣議決定）

I 共通的事項

1 本計画の目的及び規制改革推進の基本方針

（4）改革方針

③ 競争政策の積極的展開等関連改革との連携等

このほか、次のとおり、規制改革と関連する各分野の改革との連携を図る。

- （ii）事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設及びこれに係る法体系の抜本的見直し

○ 規制改革の推進に関する第1次答申（平成13年12月11日 総合規制改革会議）

4. 教育

【問題意識】

社会・経済・文化におけるグローバル化が拡大し、国際的な競争がますます進展していく中で、教育分野においても、義務教育から高等教育までを通じて質の高い教育を提供し、社会のニーズにこたえることのできる優れた人材を育成することが不可欠である。また、大学や大学院においては先端的・独創的な研究を更に進め、新しい産業やイノベーションを開花させていくことが、我が国の発展維持のために喫緊の要事である。

大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが、また、初等中等教育においては多様化を進め、需要者による選択と参画を確保することが、我が国の教育全体の質的向上に特に強く結び付くと考えられ、そのような環境の下で学生や生徒に対し学習に対する積極的な動機付けを行っていくことが必要であるとする。

【改革の方向】

上記のような観点から大学や学部の設置に係る事前規制を緩和するとともに事後のチェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて、教育研究活動を活性化し、その質の向上を図っていくことが必要である。

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

- ⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成15年～）
（見直し）
→ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】
- ⇒ 第三者評価制度の導入（平成16年～）
（見直し）
→ 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）
【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】
- ⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～）
（見直し）
→ 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）
【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】
- ※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施

【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

- ⇒ 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）
（見直し）
→ 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

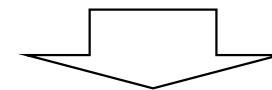
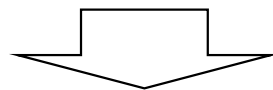
- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

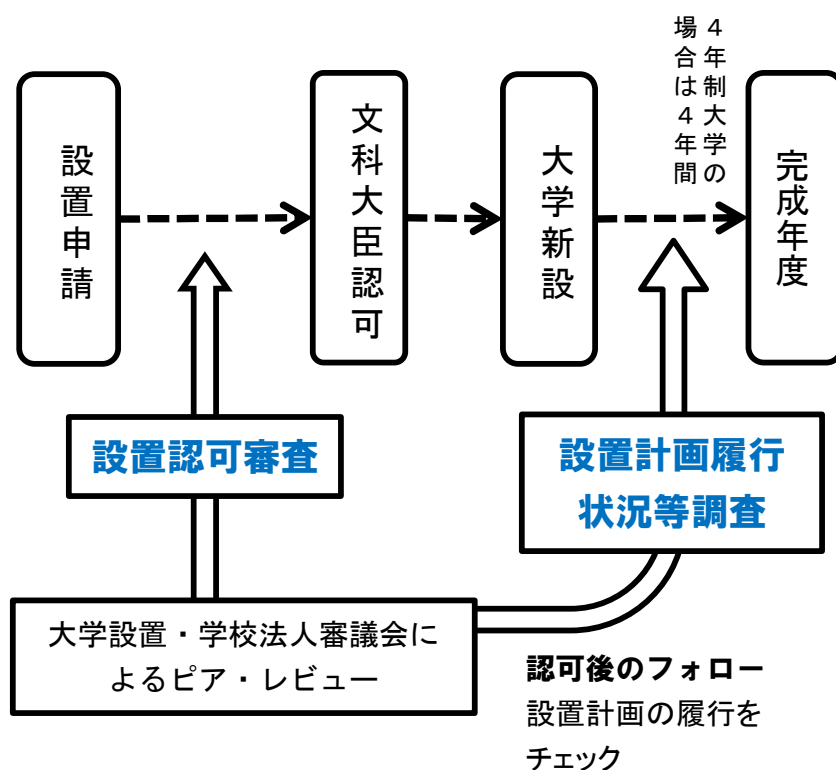
③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

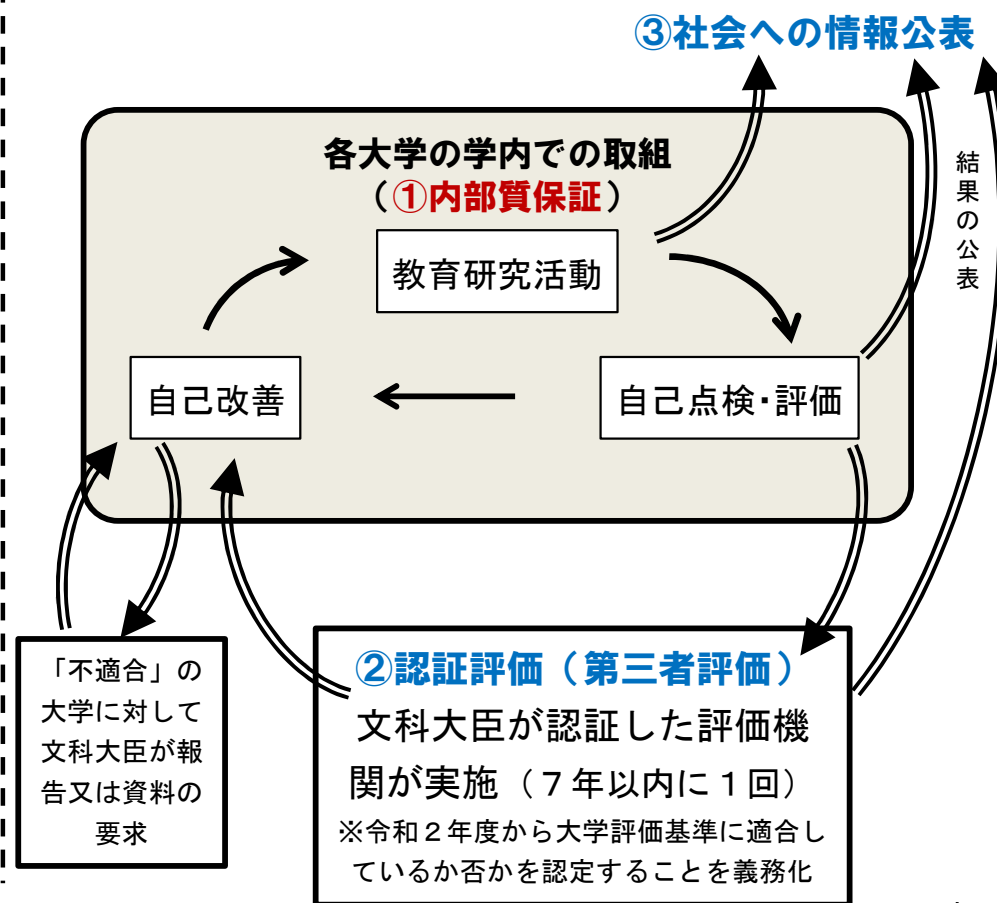
我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】

（大学の設置申請から完成年度までの質保証）



【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

2. 大学の質保証に係る現状

（１）現行制度による質保証の状況①（設置認可）

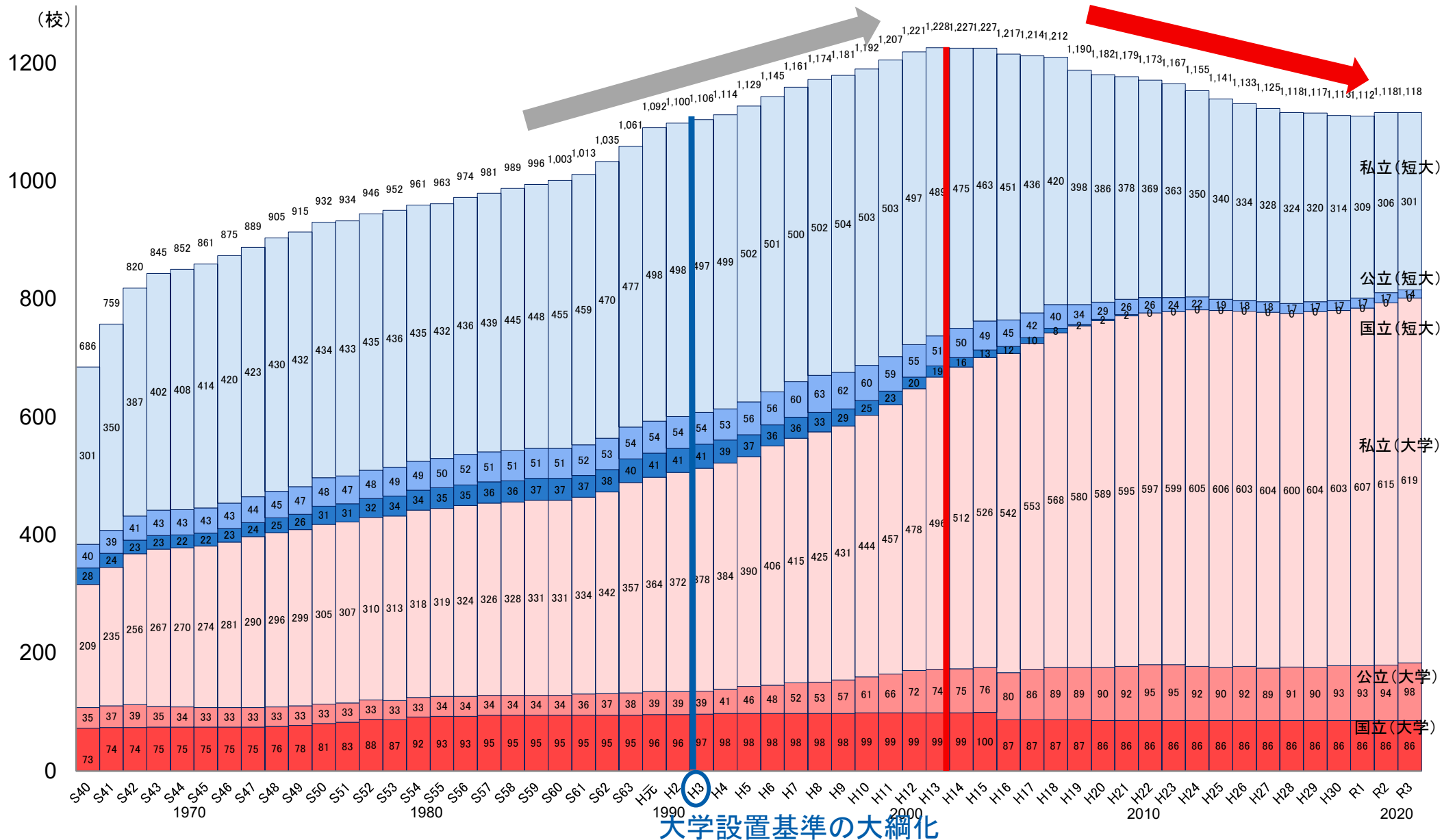
平成15年の大学設置認可の弾力化以降、

- 大学・短期大学の数は減少（平成15年度 1,217校→令和2年度 1,118校）
- その大きな要因は短期大学の減少。（平成15年度 525校→令和2年度 323校）
- 4年制大学について、国立は減少（平成15年度 100校→令和2年度 86校）、私立（平成15年度 526校→令和2年度 615校）、公立（平成15年度 76校→令和2年度 94校）は増加しており、全体として増加。
- 設置届出制の導入後、設置総件数は増加（平成15年277件→平成16年473件）したが、平成19年度以降は減少傾向（平成19年353件→令和3年143件）。

大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降減少。



※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

大学等の設置認可・届出件数の推移について

○ 平成16、18年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、専門職大学の開設初年度である平成31年度から増加に転じている。

○ 設置届出制の導入後、設置総件数は増加したが、平成19年度以降は減少傾向にある。

・設置届出制を導入
・準則主義の開始
(平成16年度開設分)

法科大学院の認可が集中
公立：2 私立：46

薬学関係学科の届出が集中
公立：6 私立：62

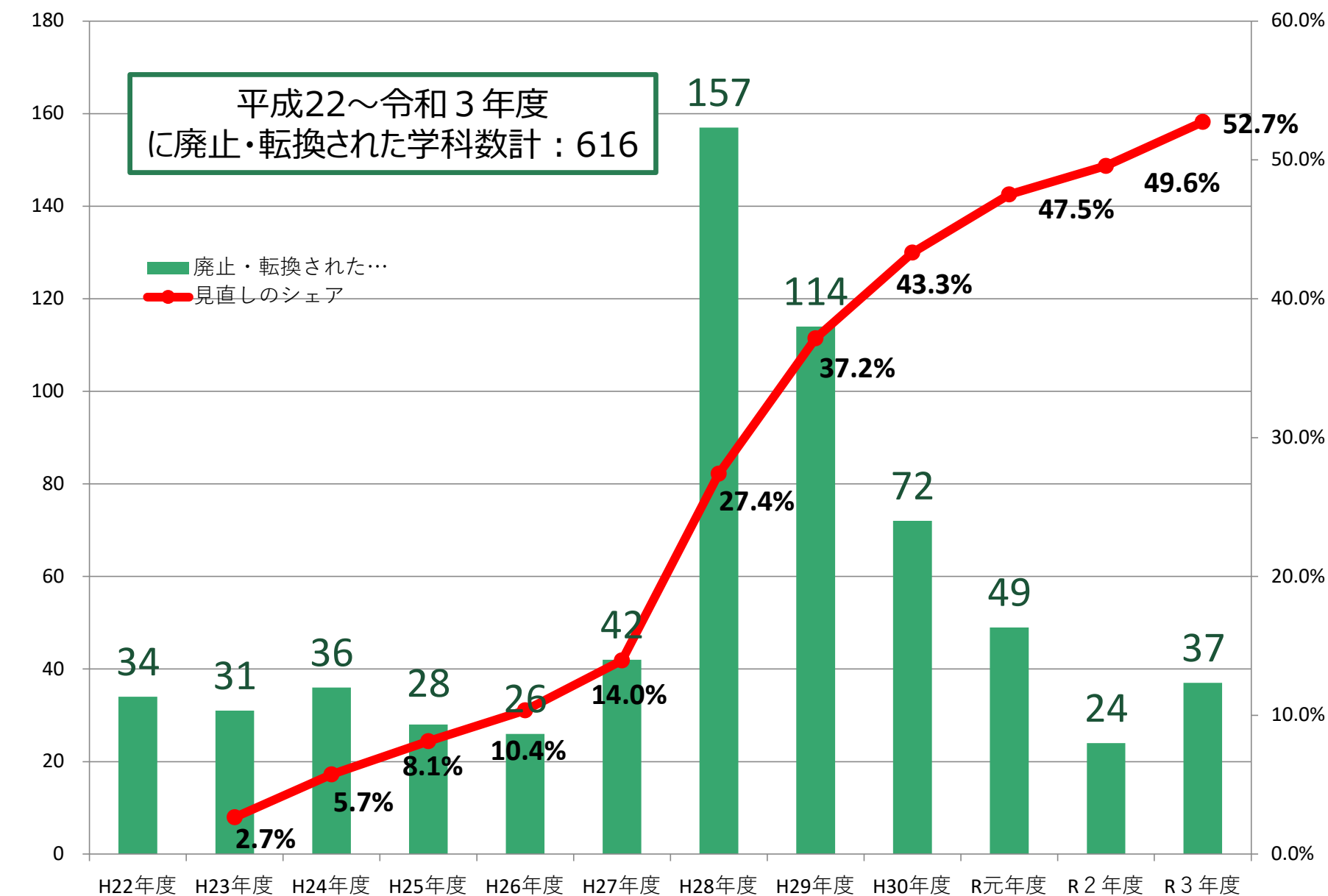
専門職大学制度の導入

開設年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
大学等	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5	6	5	1	9	8	20	24	15
	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3	5	3	0	8	7	7	11	10
学部 大学院等	申請	204	323	320	277	266	197	110	110	96	85	66	65	54	59	59	63	62	55	59	61	49	48	56
	認可	201	321	318	271	262	171	109	106	95	74	63	61	44	44	43	58	60	50	53	61	42	38	44
届出							277	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	117	128	150	78	113	89
設置総件数		223	350	338	291	277	473	392	482	353	345	313	289	207	236	185	185	169	167	189	218	127	162	143

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

教育研究等の活動の活発化（組織再編）

■ 国立大学の組織の見直し



公立大学の新設大学一覧（H14～R4）

H14		H15		H16		H17		H18		H19	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	新潟県立看護大学	1	神奈川県立保健福祉大学	1	国際教養大学	1	大阪府立大学	1	名寄市立大学	1	日本医療科学大学
2	群馬社会福祉大学	2	尚絅学院大学	2	兵庫県立大学	2	県立広島大学	2	札幌市立大学	2	東京未来大学
3	東京女学館大学	3	福島学院大学	3	香川県立保健医療大学	3	首都大学東京	3	札幌大谷大学	3	四日市看護医療大学
4	東京富士大学	4	浦和大学	4	愛媛県立医療技術大学	4	群馬県立県民健康科学大学	4	了徳寺大学	4	京都医療科学大学
5	田園調布学園大学	5	清泉女学院大学	5	星槎大学	5	石川県立大学	5	横浜薬科大学	5	森ノ宮医療大学
6	山梨英和大学	6	健康科学大学	6	創造学園大学	6	山梨県立大学	6	岐阜医療科学大学	6	神戸夙川学院大学
7	諏訪東京理科大学	7	聖泉大学	7	日本薬科大学	7	秋田看護福祉大学	7	大阪河崎リハビリテーション大学	7	兵庫医療大学
8	松本大学	8	長浜バイオ大学	8	武蔵野学院大学	8	群馬パース大学	8	大阪総合保育大学	8	近大姫路大学
9	静岡英和学院大学	9	びわこ成蹊スポーツ大学	9	千葉科学大学	9	白梅学園大学	9	順心会看護医療大学	9	環太平洋大学
10	星城大学	10	大阪成蹊大学	10	聖母大学	10	東京医療保健大学	10	聖マリア学院大学	10	山口学芸大学
11	名古屋学芸大学	11	関西鍼灸大学	11	LEC東京リーガルマインド大学	11	東京聖栄大学	短期大学		11	サイバー大学
12	羽衣国際大学	12	千里金蘭大学	12	八洲学園大学	12	大阪青山大学	1	東京福祉大学短期大学部	短期大学	
13	岡山学院大学	13	東大阪大学	13	静岡福祉大学	13	四條畷学園大学	2	福井医療短期大学	1	島根県立大学短期大学部
14	中国学園大学	14	畿央大学	14	浜松学院大学	14	神戸ファッション造形大学	大学院大学		2	岐阜保健短期大学
15	宇部フロンティア大学	15	熊本保健科学大学	15	愛知新城大谷大学	短期大学		1	産業技術大学院大学	大学院大学	
16	第一福祉大学	短期大学		16	日本赤十字豊田看護大学	1	日本歯科大学東京短期大学	2	映画専門大学院大学	1	日本伝統医療科学大学院大学
17	長崎ウエスレヤン大学		なし	17	藍野大学	大学院大学		3	グロービス経営大学院大学	2	新潟リハビリテーション大学院大学
短期大学		大学院大学		18	大阪女学院大学	1	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	4	日本教育大学院大学		
1	弘前福祉短期大学		なし	19	沖縄キリスト教学院大学	2	光産業創成大学院大学	5	文化ファッション大学院大学		
2	明治鍼灸大学医療技術短期大学部			短期大学		3	神戸情報大学院大学	6	事業創造大学院大学		
3	大阪健康福祉短期大学			1	ヤマザキ動物看護短期大学	7	LCA大学院大学				
大学院大学				2	愛知きわみ看護短期大学	8	大原大学院大学				
なし				大学院大学							
				1	大宮法科大学院大学						
				2	情報セキュリティ大学院大学						
				3	京都情報大学院大学						
				4	デジタルハリウッド大学院大学						

公立大学の新設大学一覧（H14～R4）

H20		H21		H22		H23		H24		H25	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	長崎県立大学	1	千葉県立保健医療大学	1	新見公立大学	1	福山市立大学	1	日本ウェルネススポーツ大学	1	秋田公立美術大学
2	桐生大学	2	新潟県立大学	2	東北文教大学	2	日本映画大学	2	亀田医療大学	2	札幌保健医療大学
3	植草学園大学	3	愛知県立大学	3	日本保健医療大学	3	京都華頂大学	3	東京医療学院大学	3	岡崎女子大学
4	三育学院大学	4	弘前医療福祉大学	4	ヤマザキ学園大学	4	大阪物療大学	4	横浜創英大学	短期大学	
5	佐久大学	5	日本赤十字秋田看護大学	5	横浜美術大学	5	宝塚医療大学	5	京都美術工芸大学	なし	
6	北陸学院大学	6	東都医療大学	短期大学		6	純真学園大学	6	大阪行岡医療大学	大学院大学	
7	修文大学	7	こども教育宝仙大学	なし		短期大学		7	天理医療大学	なし	
8	神戸常盤大学	8	東京有明医療大学	大学院大学		1	埼玉東萌短期大学	短期大学			
9	福岡女学院看護大学	9	びわこ学院大学	なし		大学院大学		なし			
10	保健医療経営大学	10	大阪保健医療大学			1	滋慶医療科学大学院大学	大学院大学			
短期大学		11	広島都市学園大学					1	事業構想大学院大学		
1	愛知医療学院短期大学	短期大学						2	沖縄科学技術大学院大学		
大学院大学		1	仙台青葉学院短期大学								
1	ハリウッド大学院大学	2	有明教育芸術短期大学								
2	SBI大学院大学	3	貞静学園短期大学								
		4	平成医療短期大学								
		大学院大学									
		なし									

公立大学の新設大学一覧（H14～R4）

H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学
1 山形県立米沢栄養大学	1 湘南医療大学	なし	1 北海道千歳リハビリテーション大学	1 公立小松大学	1 長岡崇徳大学	1 湘南鎌倉医療大学	1 三条市立大学	1 川崎市立看護大学
2 敦賀市立看護大学	2 長野保健医療大学	短期大学	2 岩手保健医療大学	2 長野県立大学	2 岐阜保健大学	2 名古屋柳城女子大学	2 叡啓大学	2 大阪公立大学
3 日本医療大学	3 鳥取看護大学	なし	3 福井医療大学	3 育英大学	3 和歌山信愛大学	3 高知学園大学	3 松本看護大学	3 大阪信愛学院大学
4 京都看護大学	短期大学	大学院大学	4 一宮研伸大学	4 東京通信大学	4 福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4 令和健康科学大学
5 大和大学	なし	なし	5 福岡看護大学	5 新潟食料農業大学	短期大学	なし	なし	短期大学
短期大学	大学院大学		短期大学	短期大学	なし	大学院大学	大学院大学	なし
なし	なし		1 東京歯科大学短期大学	1 仙台赤門短期大学	大学院大学	なし	1 静岡社会健康医学大学院大学	大学院大学
大学院大学			2 ユマニテク短期大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	なし
なし			大学院大学	1 大学院大学至善館	専門職大学	1 静岡県立農林環境専門職大学	1 芸術文化観光専門職大学	専門職大学
			1 社会情報大学院大学		1 高知リハビリテーション専門職大学	2 東京国際工科専門職大学	2 かなざわ食マネジメント専門職大学	1 アール医療専門職大学
					2 国際ファッション専門職大学	3 びわこリハビリテーション専門職大学	3 名古屋国際工科専門職大学	専門職短期大学
					専門職短期大学	4 東京保健医療専門職大学	4 大阪国際工科専門職大学	なし
					1 ヤマザキ動物看護専門職短期大学	5 情報経営イノベーション専門職大学	5 和歌山リハビリテーション専門職大学	
						6 開志専門職大学	専門職短期大学	
						7 岡山医療専門職大学	1 せとうち観光専門職短期大学	
						専門職短期大学		
						1 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部		

大学の統合について

- 国立大学は平成14～19年度にかけて14組が統合し、私立大学は平成20～令和4年度にかけて10組が統合した。

国立大学の統合

29校 → 14校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

私立大学の統合

22校 → 10校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学

（２）現行制度による質保証の状況②（設置計画履行状況等調査、認証評価等）

- ＡＣについては、毎年の調査において百件を超える意見を付しているが、定員の充足状況や教員組織の年齢構成に関するものを除き、設置認可時の意見についてはほぼ完成年度までに対応されてきており、これまで全ての大学等が同調査の対応を終えてきている（令和２年度に意見が付されたのは100校で139件）。
- 認証評価については、制度導入当初から存在する大学が、７年に一度の評価の三回目を受審する第３サイクルから内部質保証が重視されるとともに、令和２年度からは大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化され「保留」の評価はなされない形に改められた。合わせて不適合となった大学については文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされ、万一法令違反などが見つかった場合には、学校教育法等に基づき段階的な対応を取るようになっていく。不適合となった大学は毎年数校程度であり、これまで累計で32大学が不適合（32大学のうち3大学は廃止。15大学は不適合後に受審した評価において適合。残りの14大学については直近の評価結果が不適合であり、次回受審の際に適合認定を得ることが期待されている）となっている。これら32大学のうち平成15年の認証評価制度化以降に設置され、大学新設後１回目の認証評価で不適合になったものは5校となっている。
- 私立大学の定員未充足状況も、私学助成における定員管理の厳格化や学校法人に対する経営指導の充実によって改善している（入学定員充足率80%以上の大学の割合 平成19年度77.5%→令和３年度85.8%）。

設置計画履行状況等調査の実施状況（平成27～令和2年）

		H27	H28	H29	H30	R01	R02
調査対象校		4 5 0校	4 4 3校	4 1 2校	4 4 2校	4 3 7校	4 5 5校
うち、指摘が付されなかった大学等		1 8 0校	2 0 6校	2 0 4校	3 2 4校	3 3 0校	3 5 5校
うち、指摘が付された大学等		2 7 0校	2 3 7校	2 0 8校	1 1 8校	1 0 7校	1 0 0校
	指摘事項（改善）	2 6 9校	2 3 7校	2 0 8校	1 0 8校	1 0 4校	9 7校
	指摘事項（是正）	1 0校	2 校	5 校	1 8校	9 校	5 校
	指摘事項（法令違反）	-校	-校	-校	0 校	0 校	0 校

（注1）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上。

（注2）平成29年度以前は、意見レベルは「警告」「是正意見」「改善意見」の3区分となっており、「警告」「是正意見」は「指摘事項（是正）」に、「改善意見」は「指摘事項（改善）」に含めている。

機関別認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：2, 614大学（※1）

（適合数：2, 509大学）

（保留数：82大学）

（不適合数：21大学）（※2）

「保留」に対する再調査

再評価適合：69大学

再評価未受審：1大学

再評価不適合：12大学（※2）

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学（延べ33大学※2の合計）に対する主な指摘

- 管理運営関係（規定や体制の未整備等）
- 定員管理関係（収容定員の未充足）
- 自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
- 財務状況関係（経年的な支出超過等）
- 入学者選抜関係（公平性確保の不足）
- 専任教員関係（専任教員数の不足）

不適合大学（実数32大学※3）の現状

○存続している大学数：29大学

〔不適合後の評価結果が適合の大学：15大学〕
〔直近の評価結果が不適合の大学：14大学〕

○廃止された大学数：3大学

〔学生募集を停止した大学：2大学〕
〔設置者の変更がされた大学：1大学〕

（※3）不適合大学の実数：32大学（本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。）

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：183大学

（適合数：142大学）

（不適合数：41大学）（※4）

「不適合」に対する再調査

再評価適合：17大学

再評価未受審：22大学

再評価不適合：2大学

不適合大学（延べ41大学※4）に対する指摘

- 教学関係（授業科目の系統的・段階的配置の不足等）
- 専任教員関係（一部科目での適格性のある専任教員の未配置）
- 入学者選抜関係（公平性確保の不足）
- 自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
- 定員管理関係（収容定員の未充足等）

不適合大学（実数34大学※5）の現状

○存続している法科大学院：10大学

〔不適合後の評価結果が適合の大学：8大学〕
〔直近の評価結果が不適合の大学：2大学〕

○学生募集を停止した法科大学院：24大学

〔不適合後の評価結果が適合の大学：11大学〕
〔直近の評価結果が不適合の大学：13大学〕

（※5）不適合法科大学院の実数：34大学（本評価で2回不適合を受けた大学あり）
（※6）存続している法科大学院の実数：35大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：39大学

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル									
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	202	56	106	152	2,614
評価結果	適 合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	192	53	105	149	2,509
	保 留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	21
再（追）評価 （※2）	適 合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	71
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	13
廃止した大学のうち、直近の 認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル				第4サイクル					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	183
評価結果	適 合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	142
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	41
再（追）評価 （※3）	適 合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	28
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	13

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル				第4サイクル					
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	280
評価結果	適 合	0	0	0	0	19	13	21	15	13	33	15	26	11	17	36	24	27	267
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	10
再（追）評価 （※4）	適 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

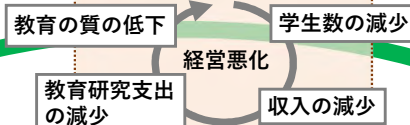
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

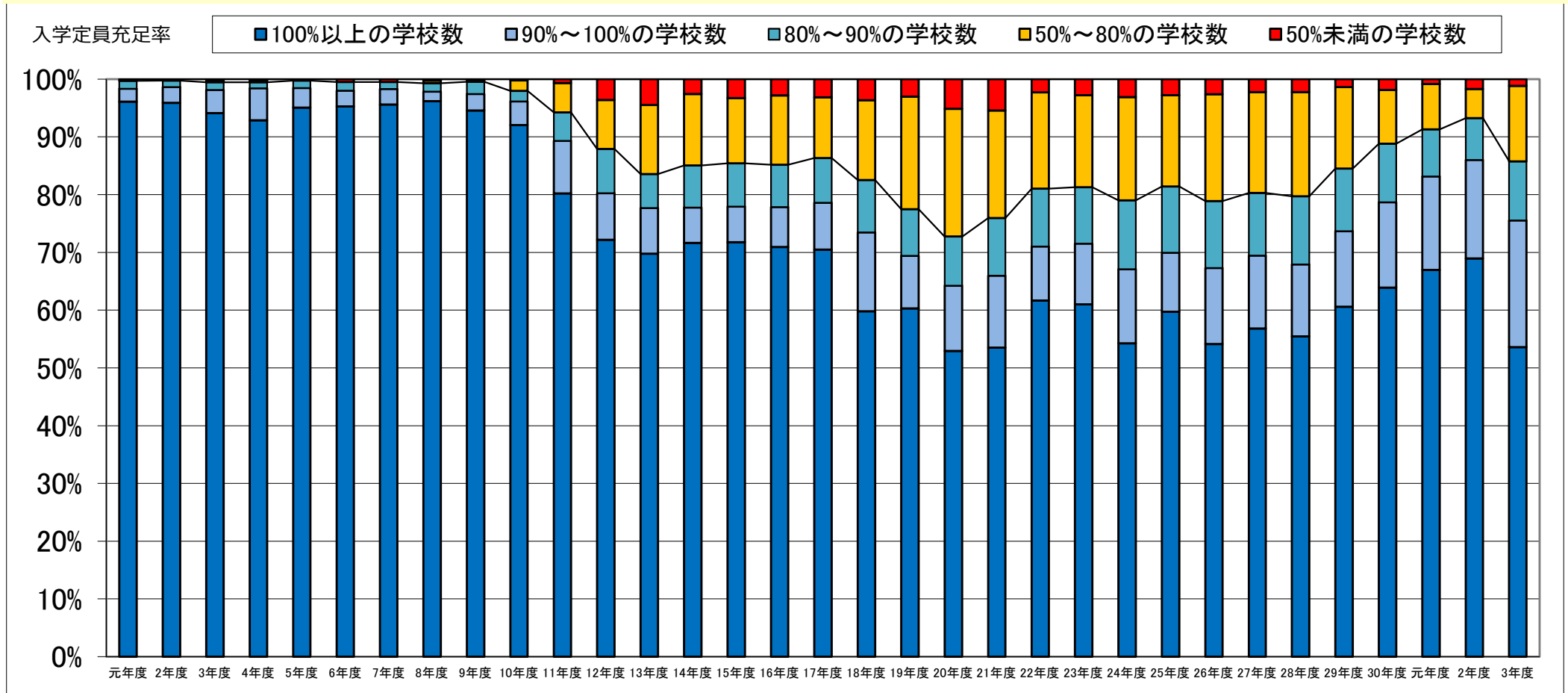
経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
※「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供

私立大学における入学定員充足率の推移

私立大学においては、近年は入学定員充足率は年々上昇していたが、令和3年度では、入学定員充足率が減少した一方で、**8割を超える私立大学が、入学定員充足率80%以上**である。

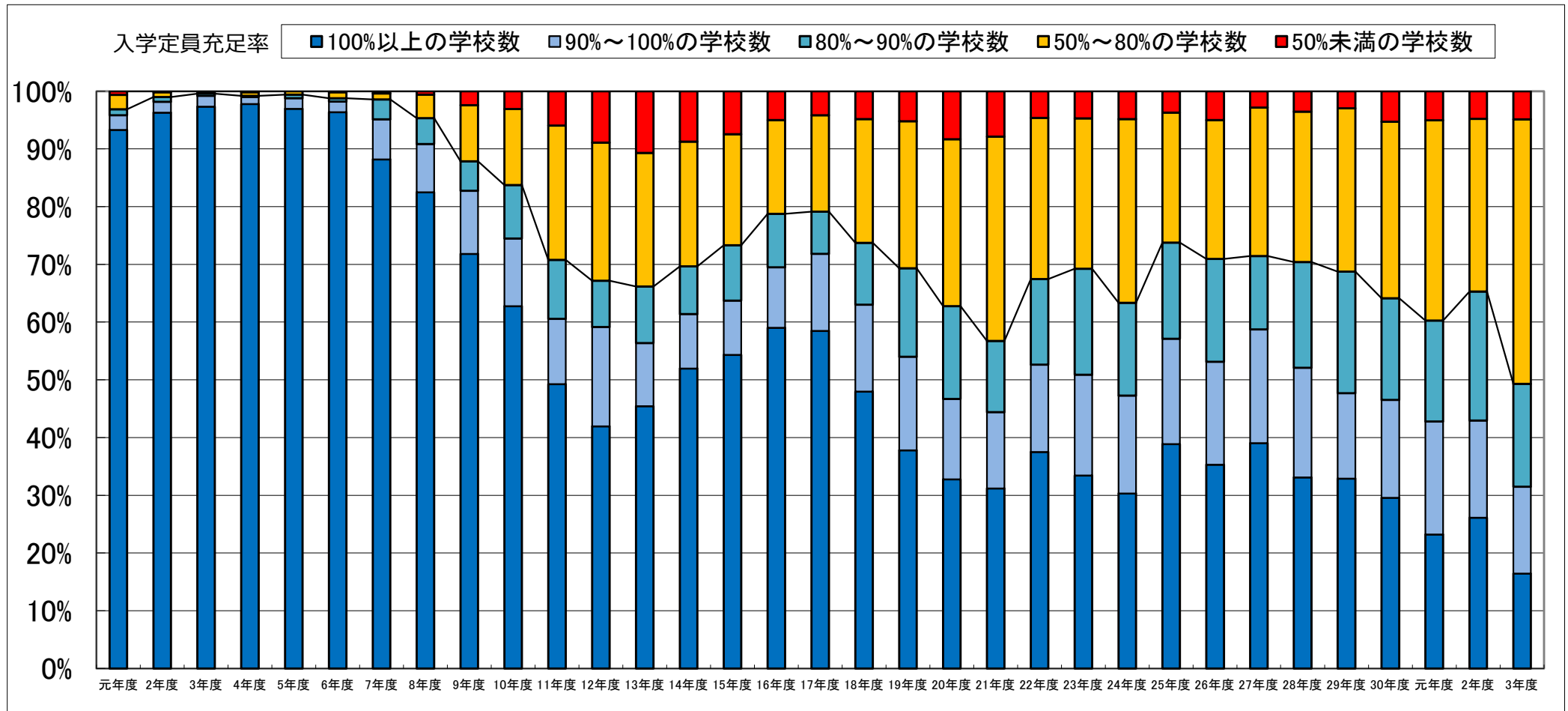


区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入学定員未充足校	14	15	22	27	19	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194	184	277
割合	3.9%	4.1%	5.9%	7.1%	4.9%	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	33.0%	31.0%	46.4%
充足率80%以上校	357	365	371	377	384	399	408	416	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536	553	512
割合	99.7%	99.7%	99.5%	99.5%	99.7%	99.5%	99.5%	99.3%	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	91.3%	93.3%	85.8%

日本私立学校振興・共済事業団「令和3(2021)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

私立短期大学における入学定員充足率の推移

私立短期大学においては、入学定員充足率の推移は厳しい状況となっている。令和3年度では、入学定員充足率80%以上の私立短期大学は全体の半数以下となった。



区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入学定員未充足校	32	18	13	11	15	18	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228	215	239
割合	6.7%	3.7%	2.7%	2.2%	3.0%	3.7%	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	76.8%	73.9%	83.6%
充足率80%以上校	462	478	484	488	491	487	484	468	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	179	190	141
割合	96.9%	99.0%	99.6%	99.2%	99.4%	98.8%	98.6%	95.3%	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	60.3%	65.3%	49.3%

（３）制度に関する提言等

- 教育再生実行会議第１２次提言や規制改革答申などにおいて、ニューノーマルにおける高等教育の姿を実現するための大学設置基準等の見直しについて提言。
- また経団連と国公立大学のトップから成る採用と大学の未来に関する産学協議会や、私立大学連盟等からもニューノーマルにおける大学教育の在り方について提言。
- Society 5.0や人生100年時代の到来、ミネルバ大学の登場やMOOCの普及など大学を取り巻く環境は急速に変化するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン授業も急速に一般化。
- 一方で、学修成果を保証するという観点からは、授業外学習時間が短いことや履修科目数が多いことなどの問題が指摘されている。大学における教学マネジメントの充実が求められている。

教育再生実行会議 第十二次提言概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（令和3年6月3日）

ニューノーマルにおける 教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
 - デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用
- 【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

（2）新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方（令和の学校施設スタンダード）の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証（「出口における質保証」）

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善

さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

（2）グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ！留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）の質保証に係るポイント①

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

① 遠隔・オンライン教育の推進

- 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOC の戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する。
- 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（60単位）算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。
- 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）の質保証に係るポイント②

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

② 教学の改善等を通じた質の保証

- 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「3つの方針」という）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、3つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。
 - ・ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授与の方針」の具体的かつ明確な設定
 - ・ 密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み
 - ・ 複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多元的に把握・可視化
 - ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保
 - ・ FD及びSDを通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展
 - ・ 教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表

③ 学びの複線化・多様化

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。
- 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

- 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図る。
- 大学等は、LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力に推進する。（一部再掲）
- 大学等は、学内のDXを推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SDの充実・高度化に取り組む。

規制改革実施計画（6/18閣議決定）における実施事項のポイント

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

【令和3年度措置】

- 対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド授業のルールの明確化の周知
- 遠隔授業に関する活用の趣旨やコロナ禍において特例的に認められている措置がいつまで適用されるのかの周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 通学制と通信制の設置基準の検討
- 校地・校舎面積等の物理的空間としての規制の見直し
- 卒業に必要な単位数を取得した場合は、4年未満でも卒業ができるよう卒業要件の見直しや、入学時期と卒業時期の柔軟な設定を可能とする見直し
- 定員管理について、学部単位の入学定員の柔軟化や、複数年度の平均値の管理など、より現実的な変更
- 専任教員数について、学部の種類や各大学の実態に即した形での見直し
- 大学等の設置認可に当たり、実務家教員や学校名等の基準の明示化
- 単位互換制度の在り方の検討

オンライン教育等に係る規制・制度の見直し

【令和3年度措置】

- 通学制と通信制の大学における遠隔授業の取扱い等について周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る

第I章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方

2. ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方と実現に向けた課題 (2) ハイブリッド型教育推進における課題、求められる対応

① 急ぎ対応が必要なもの(緊急性が高いもの)

ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備

- 遠隔授業実施環境整備への補助の継続・拡充
- 卒業要件対象単位における遠隔授業による修得単位数の上限の緩和
- 施設等の基準の見直し
(校舎等施設、校地・校舎面積、運動場等)
- 授業目的公衆送信補償金の引き下げ

ハイブリッド型教育の質保証の強化

- 学生とのコミュニケーションの円滑化・活性化とともに、ハイブリッド型教育における適切な評価方法の確立は急務
- より効果的な教授法やオンライン教材の共有、質保証を担当する学内専門組織の強化・外部委託等を通じて、教育の質の向上を図っていくことは重要

② 新たな大学教育への転換に向けて、中長期的な対応の検討が求められる事項

ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築

- 対面実施を前提としている「授業」や「単位」の概念・あり方自体をゼロベースで検討することが必要
- 大学設置基準の規定に関する抜本的な見直しも視野に、単位制度のあり方を検討することは不可避との認識を産学で共有

国内外の大学との連携の推進・強化

- 学内施設の共同利用、単位互換制度を活用した講座・単位の共通化、ジョイント・ディグリー/ダブル・ディグリーの拡大
- 大学の国際連携に関する戦略の立て直し

定員管理の見直し

- 学部単位の入学定員
⇒ 大学単位の収容定員
- 単年度
⇒ 複数年度の平均

ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～（概要）

はじめに
（本提言
の目的）

- ◆本提言は、ポストコロナ時代に向けた**新たな大学教育の方向性を示す**ものであり、単位の実質化をはじめとする**大学設置基準や質保証のあり方はどのように見直されるべきか**、広く議論するための提言である。
- ◆今後、大学は、①いかなる災害のもとでも**学びを止めない体制を構築**するとともに、②**デジタルを活用した学修者本位の学びの多様化、深化の方法を開発**し、教育の質を上げていくことが重要である。
- ◆デジタルを活用した学びを実現する場合、「学びの場」としての大学の機能は、校舎面積等の一律の規定によるものではなく、どのように**“学生たちの人間形成の場”を創造し、保全**するかが問われる。

1. ポストコロナ時代を見据えた大学教育（大学の改革の方向性）

（1）大学での学び

- デジタル化により私立大学の個性や特色ある学びについて、どのような新しい形態の学びが可能となるのかを模索する必要がある。
- 学修者本位の視点に立った「オンラインに適した学び」と「オンラインには適さない学び」の区別や適切な組み合わせに対して共通認識を持つ必要がある。

（3）リカレント教育

- 産官学連携のもとオンラインを活用したりリカレント教育を積極的に推進する。
- リカレント教育の位置づけや責任ある運用を大学設置基準の中に明示することも検討する必要がある。

（5）高大接続

- オンラインを活用して、高校生や保護者に3ポリシーの説明や大学の特色、卒業後のキャリアパスを情報共有することが可能となる。
- 大学授業の先取り（入学後は単位として認定される）制度の導入を検討する。
- 入学者選抜のデジタル化については将来的な課題とする。

（2）グローバル化

- 留学前指導の一環としてオンラインでの日本語学修プログラムを提供することで、より高質な日本留学を実現可能となる。また、送り出しの学生に対しても同様のプログラムを提供したり、留学中の支援の多角化も期待できる。
- 海外の大学と連携し、オンラインによる相互の留学を実現することが可能となる。

（4）地方創生と大学間連携

- 地方大学と海外の大学の連携を進め、オンラインによる単位互換制度等を整備し、海外を含む他地域からの学生の獲得を目指すべきである。
- 学生のクロスポイントメントのような制度を模索して、地方大学と首都圏の大学の新たな連携を提示することもできる。

（6）課外活動

- 大学は、学生の課外活動の重要性を認識し、対面を組み合わせたハイブリッド授業を積極的に導入するなど、オンキャンパスでの課外活動の活性化のための方策を検討する。
- 海外学生団体との交流等が容易になるなど、オンラインを活用すれば、課外活動の展開が広がる。

2. 国の規制の緩和や支援

（1）大学設置基準

【緊急課題】

①遠隔授業の方法により修得する単位数の上限

- 卒業要件にかかわるオンライン授業による修得単位数（60単位）の上限は撤廃すべき

②単位の実質化

- 単位の実質化を実現し、生涯学び続ける自律的学修者を育成するため、現行の単位制で定められている「学修時間」や「単位数」はガイドラインとし、「在籍年数」は削除すべき

③校舎等施設、校地面積、校舎の面積等

- オンライン授業を高度に活用することにより、空間と時間から相当な部分で解放されることから、大学施設に関する基本的な考えを示す第34条（校地）以外の基準は全面的に削除すべき

【中長期的に検討が必要な課題】

④定員管理

- 学部間や大学間における連携教育プログラムの実現のためにも、定員管理の単位は学部単位ではなく大学単位とすべき。
- 定員管理は単年度ではなく、複数年度の平均で行うべき。定員の単年度充足率を経常費補助金算定の基準とすることは、大学の運営を委縮させる要因となっている。
- 国がリカレント教育やグローバル化の推進という方針を今後も堅持するならば、その定員は別枠扱いの措置とすべき
- 収容定員に対する専任教員数の規定は学部の種類や大学の実態に即して見直すべき

⑤専任教員・職員の定義、役割

- 教職中間職とも呼ぶべき「専門的職員」や「実務家教員」などの登場で教員と事務職定義が曖昧となっている。教員と職員の定義、役割について規定すべき

(2) 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策

- 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策として、認証評価機関等を通じて、①教育の質、②経営状況、③定員充足率、④情報公表を含むガバナンス体制等の観点についてより厳格に点検し、承認を得た大学に対して緩和策を適用するということも考えられる。
- 新たに大学を認可する場合は、現行の基準を適用し、完成年度以降緩和の対象としていくなどの方策を講ずるのも一案である。

(3) 財政支援**① デジタル化対応への財政支援**

- 情報インフラ整備のための基盤的な財政支援が継続的に行われるべき
- DXに関連する人材育成や先端的な教育プログラムの開発に対する公的支援が不可欠

② 学生に対する経済支援

- 「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」を継続的に措置していく必要がある。また、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しが不可欠
- 中間所得層の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべき
- 学生の安定的な学びを保障するため、経済的に困窮する学生に対する通信利用料等の救済措置を継続すべき

③ リカレント教育推進に係る支援

- 受講する個人に対する受講費用の所得控除などの税制優遇措置や一定の出席率を前提とした給付金等の支給を講ずるべき
- リカレント教育を行う大学に対して、寄附を促進するための優遇税制などのインセンティブを整備すべき

④ 大学病院に対する支援

- 医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する全面的支援をすべき

⑤ 学校法人に対する寄附促進

- 法人からの私立学校への寄附拡大のため、寄附者のインセンティブ拡充となる税制措置を導入すべき

【緊急性の高い課題】

【中長期的課題】

3. 質向上のあり方**(1) 学修成果の可視化**

- 大学は、オンライン教育を含めたポストコロナの大学教育の学修成果の可視化の指標や測定方法について検討を開始する。

(2) 情報公表

- 文部科学省は、オンライン教育に関する定義を明確にし、公表すべき情報について大学間に共通理解を形成する必要がある。
- 大学は、オンライン教育の急速な普及を受け、新たな学生支援の一つとして認識すべき「情報支援」の方針について検討したうえで、情報公表の指針を策定する必要がある。
- 大学は、授業料に関して人件費依存率等を含めた情報を積極的に発信し、社会の理解と支持を拡大する方策を検討する。

(3) 内部質保証と認証評価

- 大学は、大学教育を取り巻く環境が急激に変化し、それに応じて運営方針を変更することが大学の社会的責任であることを認識し、自己点検・評価活動の必須要件に、「定期性」と「恒常性」に加えて、「迅速性」をもって対応できる体制を整備する。
- 大学は、学長ガバナンスのもとで全学的内部質保証システムを整備のうえ、機関別認証評価を積極的に活用し、個性と多様性を重視する私立大学の質向上の最も信頼できるエビデンスとする。

4. 授業料に対する考え方

- 国は、国立大学と私立大学に対する公的な財政支援の格差について抜本的な是正をすべきである。
- 現在の授業料の制度は、入学から卒業までの標準4年間学ぶための経費であり、年度均等性を図るような授業料設定となっている。今後、大学は、多様な学び方の学生間の公正性を図るために、従量制に基づく1科目当たり授業料の本格的な検討も視野に入れる必要がある。



日本私立大学連盟

ミネルバ大学(Minerva University)

基本データ

「高等教育の再創造」を掲げるミネルバ・プロジェクトが、Keck Graduate Institute(KGI)をパートナーとして、2014年9月に開校したアメリカの私立大学。非常に新しい大学ながら、その独自の教育システムとレベルの高い学生の集まる環境から、国際的に注目を集める。

キャンパスのない大学

- 特定のキャンパスを持たず、全寮制のもと4年間で7都市を移動しながら学ぶ
- 1年目-サンフランシスコ(米国)
- 2年目-ソウル(韓国)、ハイデラバード(インド)
- 3年目-ベルリン(ドイツ)、ブエノスアイレス(アルゼンチン)
- 4年目-ロンドン(英国)、台北(台湾)
- 各都市で協働プロジェクトやインターンシップを経験し、実際に暮らす都市の状況に即した実践的な内容を学ぶことができる

オンラインによるアクティブラーニング

- パソコンとインターネット接続環境があれば受講可能
- 1学級20名未満の少人数制、セミナー形式
- 学生同士のディスカッションを中心とした授業
- 企業や政府、自治体との協働プロジェクトを通じて課題解決の手法を学ぶ
- ICT技術の活用が学生の深い学びを可能に
(例：音声の自動テキスト化、パフォーマンス評価や学習データ分析などによる学生への迅速なフィードバック)

独自のカリキュラム

- 理解の幅と専門知識の深さのバランスがとれるように設計

4つの「コア技能」

【個人技能】

1. クリティカル(批判的)思考: どうすれば社会の重要な課題を発見できるか
2. クリエイティブ(創造的)思考: 課題に対しクリエイティブな解を見つけられるか

【対人技能】

3. プレゼンテーション能力: 解を実現可能なレベルに落とし込めるか
4. コミュニケーション能力: 課題と解について人に上手く伝達できるか

独特の入試形式

- 定員はなく、絶対評価により学生を選抜
- オンライン形式での試験実施

ミネルバ大入試の3部構成

パート1: (Who You Are)

…オンラインでのエントリー

パート2: (How You Think)

…出願者の「考え方」を問う独自の問題にオンラインで回答

パート3: (What You Have Achieved)

…課外活動等について、定量的に自己評価、自己アピール

- 一定の水準に達した学生は全員合格となるが、合格率は2%前後

世界のMOOCの現状と展望

- 世界のMOOC※の延べ受講者数は780万人、コースの数は9,400を超えている。(潜在的には一千万人以上の受講者、ローカルなものを含めると1万以上のコースが存在。)
- MOOCで提供されている講義科目分野のバランスが良く、必ずしも専門家育成だけのためのコースが主流ではない。

※ MOOC (Massive Open Online Courses = 大規模公開オンライン講座) : インターネット上で公開された、大学をはじめとする高等教育機関等の講座を、誰もが受講できる教育サービスのこと

【出典】H30.2.27中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革WG(第11回)
飯吉透 京都大学理事補／高等教育研究開発推進センター長・教授 発表資料より抜粋

主要なMOOCの合計規模(米国・欧州)

	2019年	2020年
履修者数	120M	180 M
大学数	900大学	950大学
コース数	13.5K講座	16.3K講座
Micro-credentials	820コース	1180コース
MOOC Based Degree	50	67

新規登録者数

	2019年	2020年3月中旬から1月
coursera	8M	31M
edX	5M	10M

2020年3月中旬からの1か月で
2019年1年分を超える登録者数を
獲得(パンデミックの影響)

(参考値Class Centralより)

※なお、中国については、現時点で12500コース、受講者数2億人以上。教育部において国家卓越オンラインコースの認証を実施。その他、インド、韓国、タイ、台湾でも展開。

【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)

白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長／早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋 43

JMOOCについて

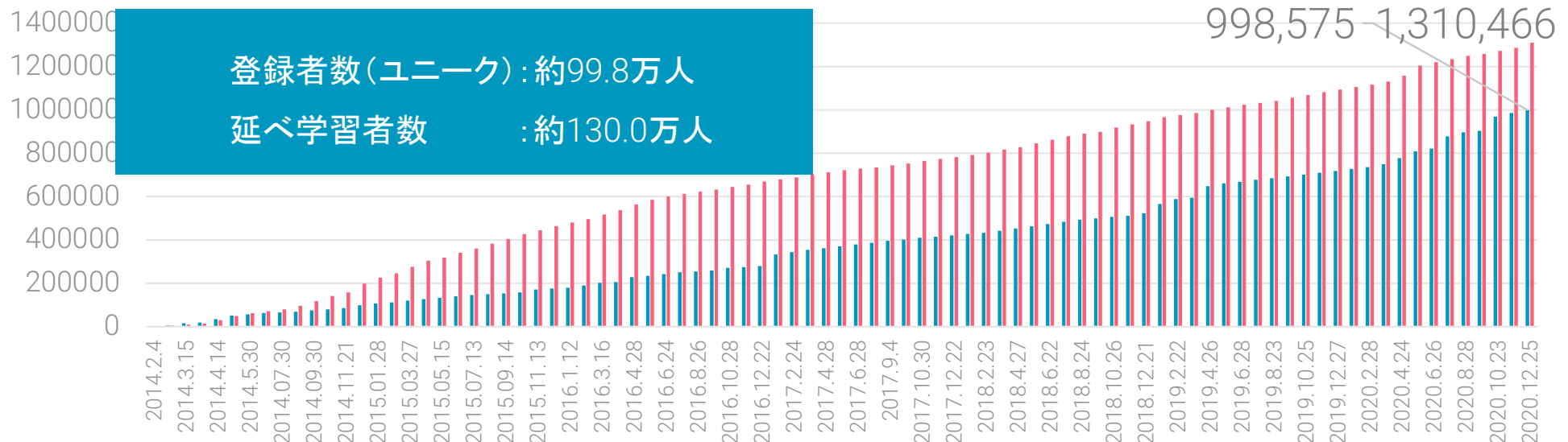
JMOOC (Japan Massive Open Online Courses) は、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会が運営する大規模公開オンライン講座。誰でも、どこでも、無料で受講可能。

JMOOC 講座数

JMOOC公認プラットフォーム	OIJ-MOOC (放送大学)	gacco (NTTドコモgacco)	OpenLearning, Japan (NetLearning)	Fisdor (富士通)
開講中	0	5	6	29
募集中	0	9	2	2
終了	12	285	37	37
合計	12	299	45	45

JMOOC 登録者数

(2021.1.5時点) 総計460



【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)

白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長／早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

○ ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。

○ 概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京・埼玉・千葉・神奈川）及び
1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）
の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

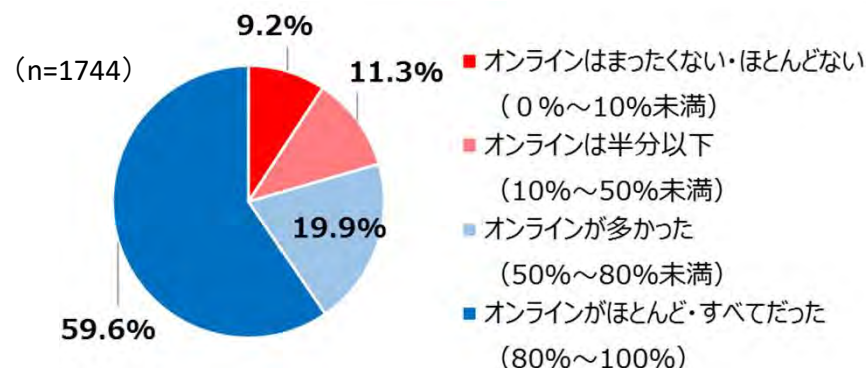
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

オンライン授業について

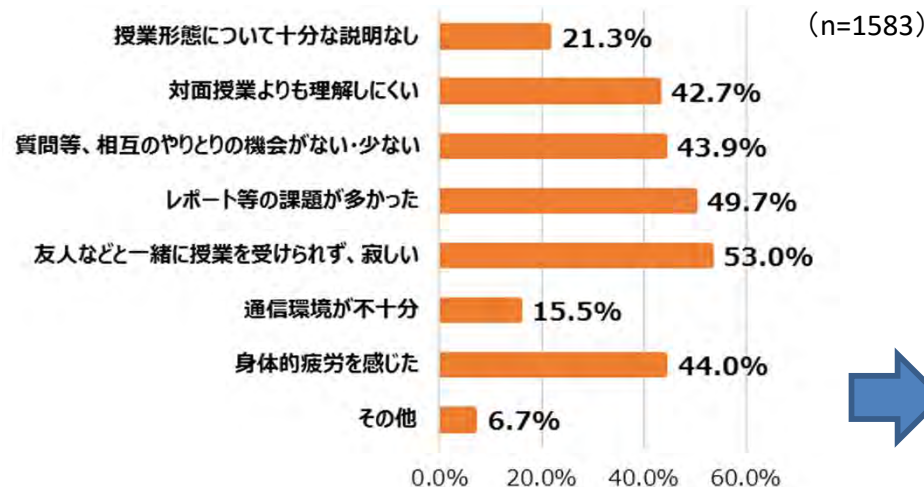
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられること**や、**自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない**、**レポート等の課題が多い**、**質問等双方向のやりとりの機会が少ない**、**対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合（令和2年度後期）

以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



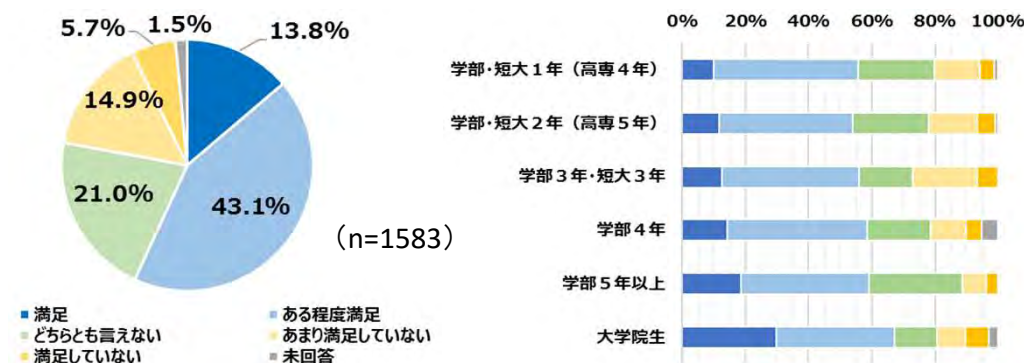
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度（左：全体、右：学年別）



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

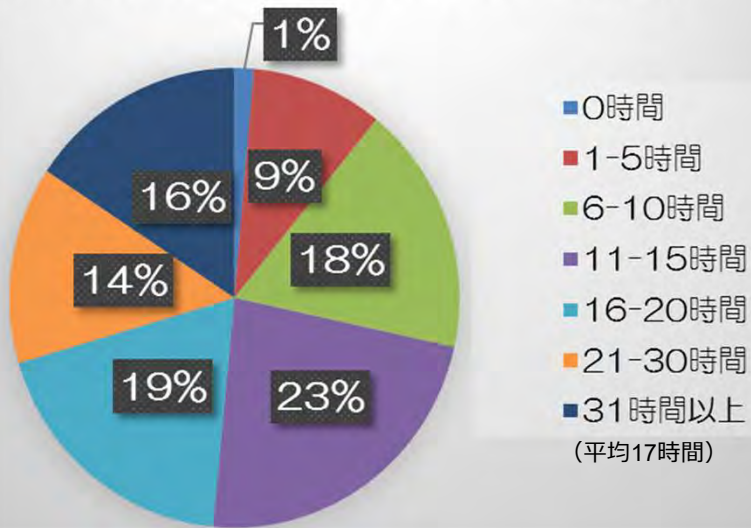
理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もあり（満足していない：5.7%、あまり満足していない：14.9%）、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。⁴⁶

(4) 学びの質と水準に関するデータ

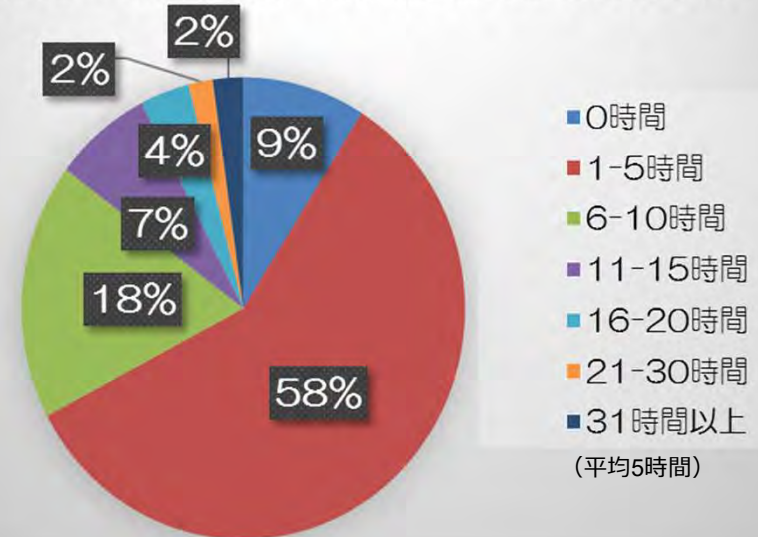
授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。

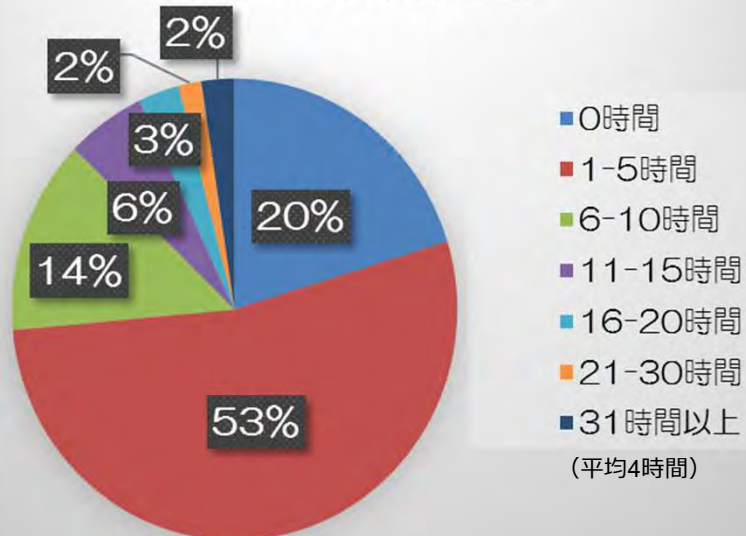
項目①：授業（実験・実習含む）への出席



項目②：予習・復習・課題など授業に関する学習

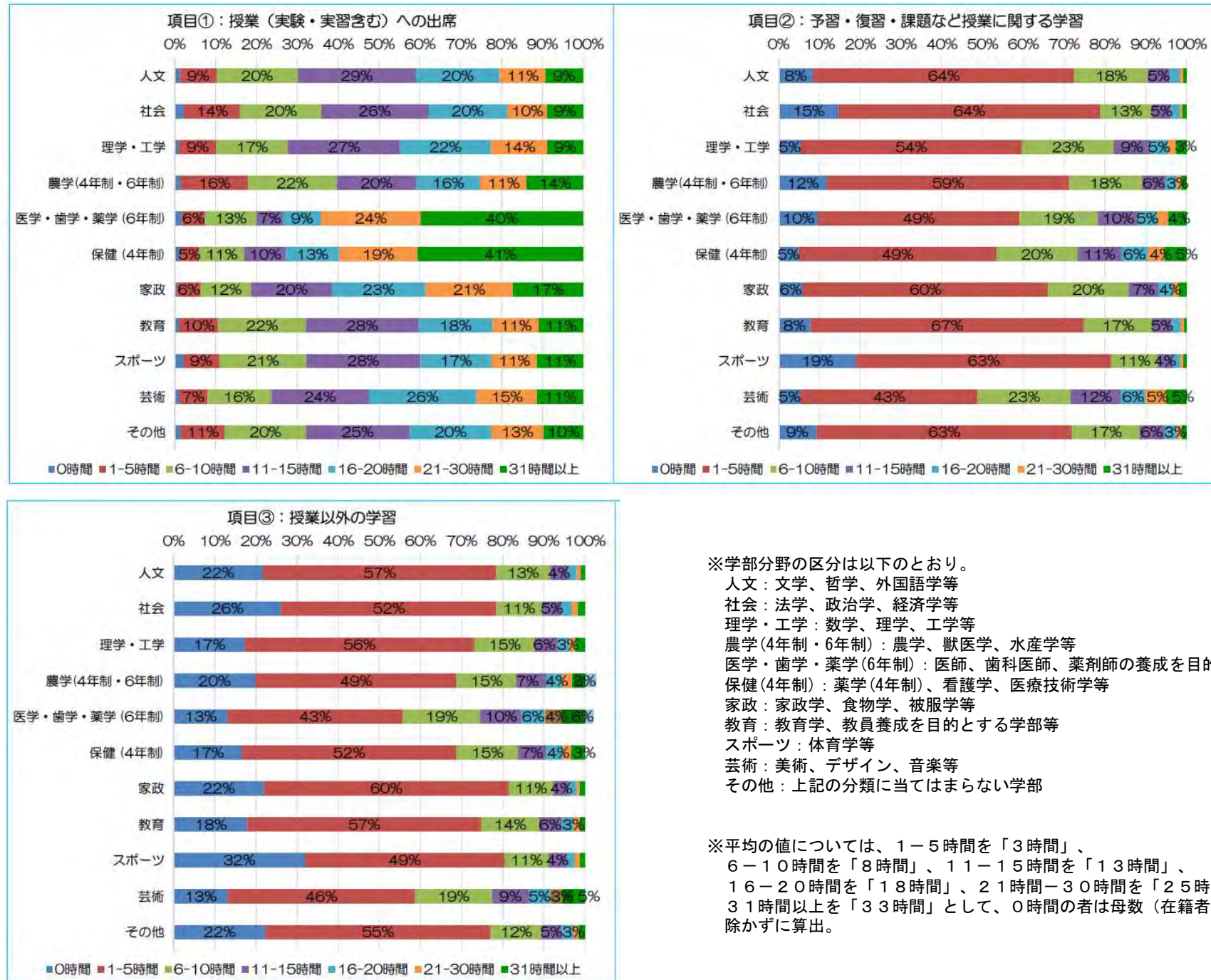


項目③：授業以外の学習



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、16-20時間を「18時間」、21-30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

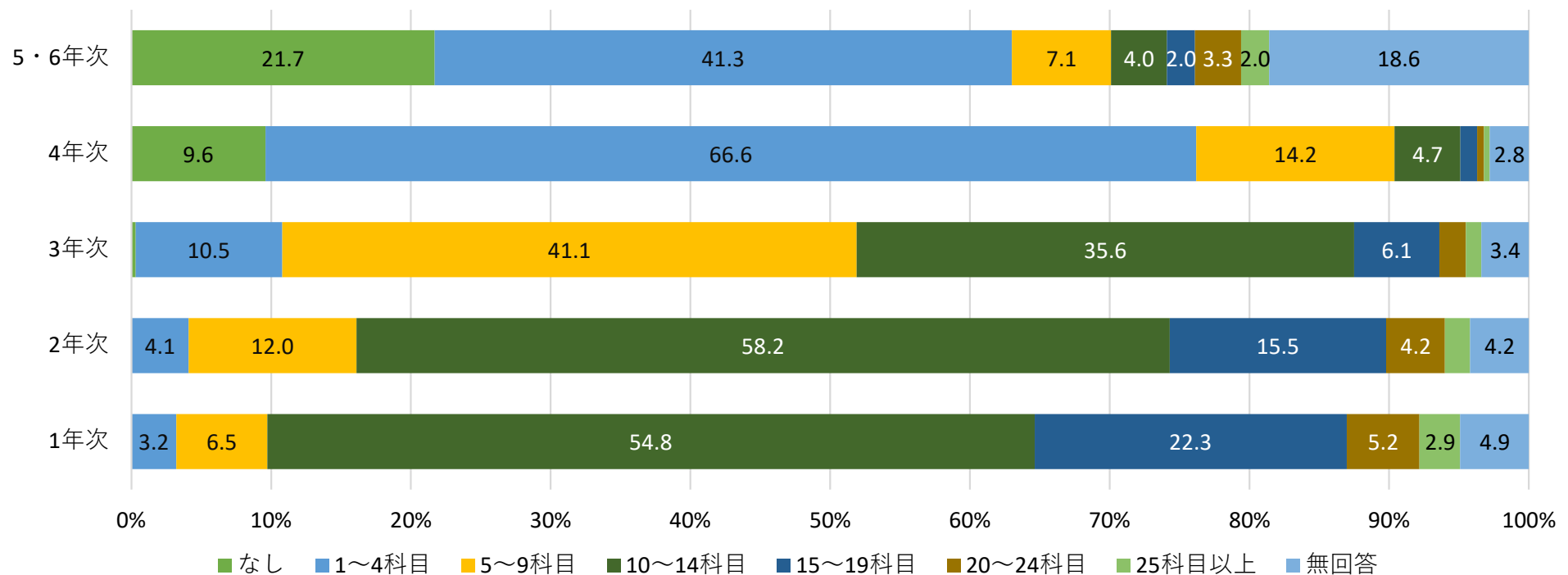
授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



学年別の履修状況について

- 1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている（1年次2年次ともに最頻値は12科目）。
- 3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める（最頻値は10科目）。
- 4年次（「医・歯・薬」を除く）になると最頻値は1科目（29.3%）であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

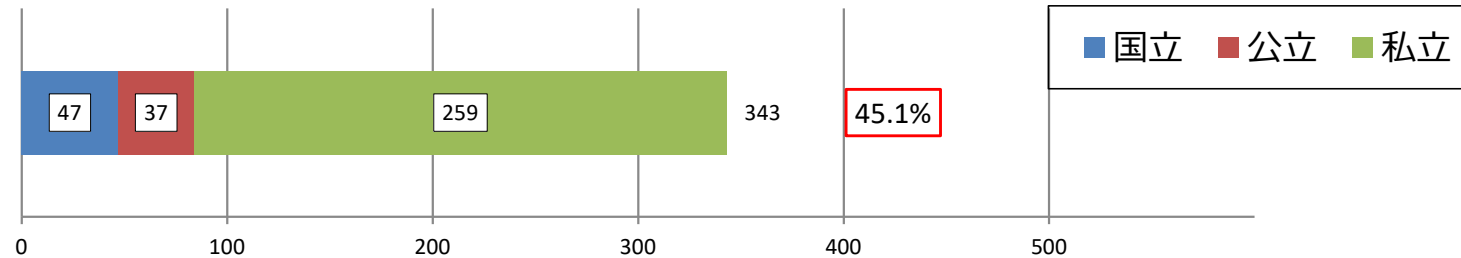


出典：国立教育政策研究所調査（平成28年度）より文科省で作成

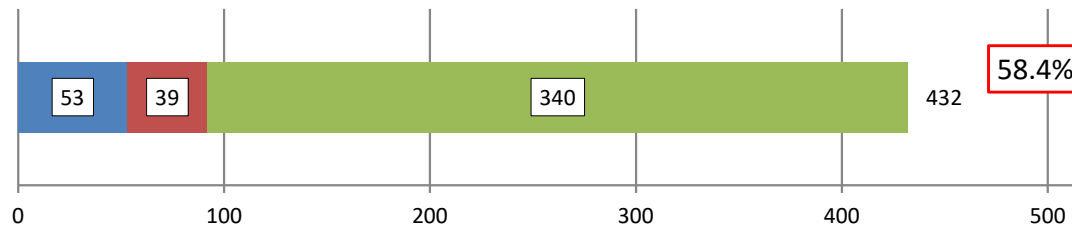
教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

- 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約45%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約58%にそれぞれとどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約54%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約52%にとどまっている。

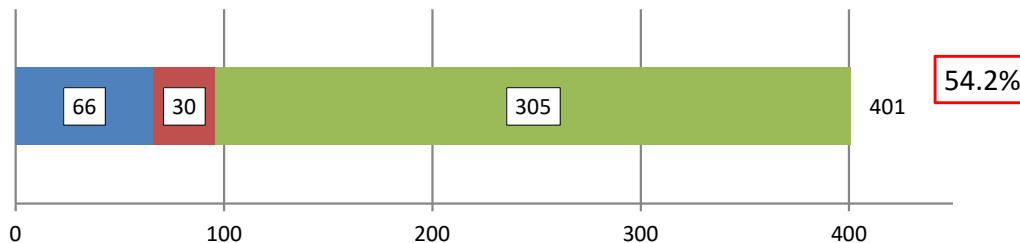
○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置



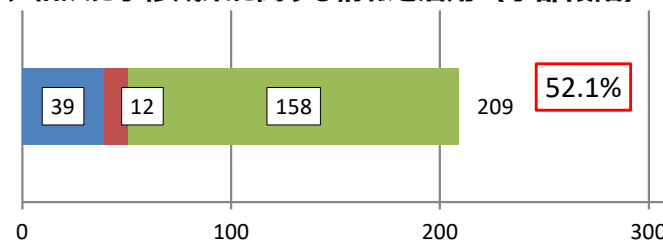
○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



○授業科目・教育課程の編成・実施関係

- ・ナンバリングを実施する大学:396大学(54%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:563大学(76%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:648大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:692大学(94%)
- ・大学全体を定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:610大学(82%)
- ・TAを配置する大学:505大学(66%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:310大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:432大学(58%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:725大学(98%)
- ・シラバスに準備学習に関する具体的な指示を記載する大学:656大学(89%)
- ・シラバスに準備学習に必要な学修時間の目安を記載する大学:408大学(55%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:728大学(98%)
- ・全ての科目について政先評価基準をルーブリックにより明示する大学:38大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:194大学(26%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:281大学(38%)

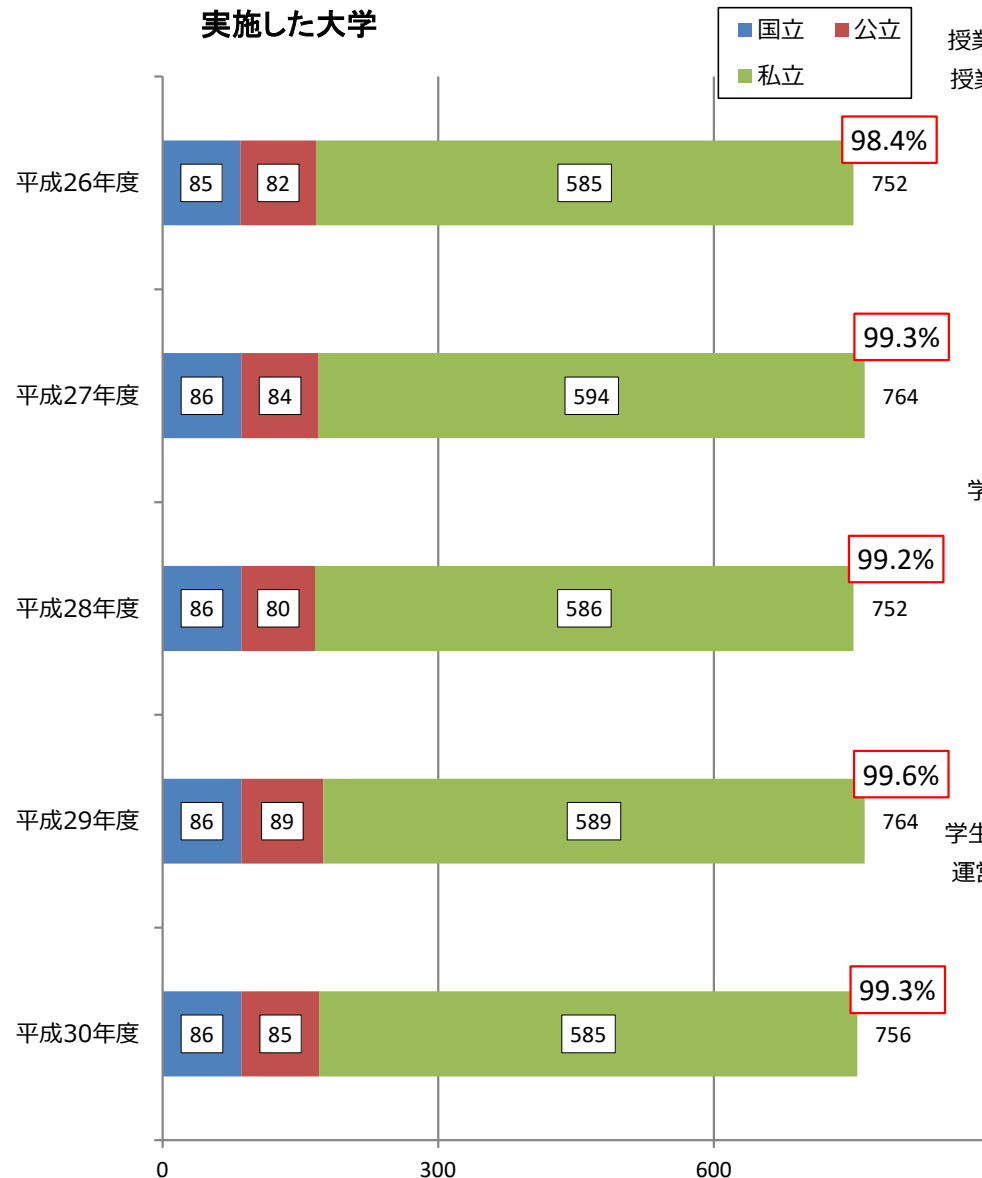
○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:702大学(95%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:600大学(81%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:187大学(25%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:631大学(85%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:401大学(54%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:46大学(6%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:414大学(56%)

学生による授業評価の実施状況に関するデータ

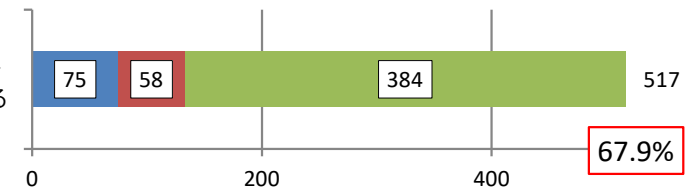
平成30年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100％）、公立85大学（100％）、私立585大学（約99％）、国公私立全体で756大学（約99％）となっている。

【大学全体】全学部・全研究科で学生による授業評価を実施した大学

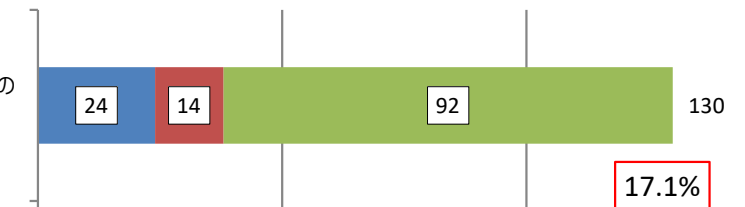


○授業評価に関する特徴的な取組（平成30年度）

授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている



大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている



学生を教育改善委員として任命している



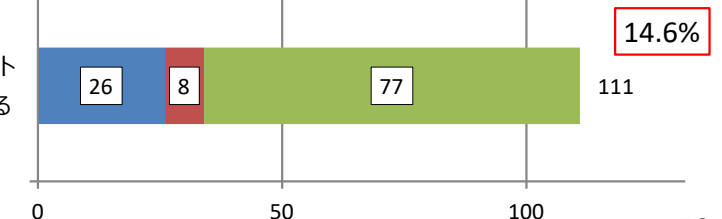
学生が課外活動で教育改善活動に参加している



学生企画型、もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設している



ファカルティ・ディベロップメント活動に学生が参加している



3. 質保証システムの見直しに係る検討

(参考)これまでの中央教育審議会における指摘等

「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月)

第1章 基本的な考え

4 改革の方向性

以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

「中長期的な大学教育の在り方に関する第1次報告－大学教育の構造転換に向けて」(平成21年6月)

大学教育において保証されるべき質の対象には、学生、教育課程の内容・水準、教員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など、様々な要素がある。

その上で、最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。その保証はそれぞれの大学が責任を持つことが大前提である。

(略)

公的な質保証システムが担うべき役割は、各大学での自主的・自律的な取組を前提とし、それが実質的に機能するよう制度としてかくじつなものとすることである。

「中長期的な大学教育の在り方に関する第4次報告」(平成22年6月)

(大学教育の質保証)

...大学教育で保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準であり、社会や学生のニーズが多様化・複雑化している中、その質を保証するため、以下の2つの観点を踏まえた施策や事業展開が重要と考えられる。

- ① 大学教育が、学位を与える課程(プログラム)として構成されることに着目した質保証。
- ② 各大学の個性・特色に基づく機能別分化の推進

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月)

(保証すべき教育の質)

...質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということを問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概に言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン》

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

機密性 情報 教学マネジメントの確立に資する事例の把握等に関する調査研究

調査目的

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」での提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会では、令和2年1月に「教学マネジメント指針」を策定した。教学マネジメントの確立に当たっては、学修者本位の教育への転換という目標に向け、様々な教育改善の取組を有機的に組み合わせて実現する必要があることから、従前のいわゆる「供給者目線」で教育を提供してきた大学がゼロベースで教学マネジメントの確立に向けた取組を進めるには多大な困難が伴うことが予想される。そのため、文部科学省としては、教学マネジメントの確立の観点から全国の大学にとって参考となる先進的な取組事例を収集し、その普及を図ることを目的に、好事例集として取りまとめる。

調査方法

教学マネジメントの確立の観点から特徴的な取組を行っている大学を選出し、当該取組と教学マネジメント指針における各プロセスとの対応関係を明らかにしながら、当該取組の具体的な内容を好事例として収集した。

このうち、特徴的な事例を選定し、教学マネジメント指針に関するPR映像の制作を行った。

【PR映像あり】

- ・立命館大学
- ・桜美林大学
- ・国際基督教大学
- ・山形大学
- ・金沢工業大学

【事例集のみ紹介】

- ・筑波大学
- ・横浜国立大学
- ・愛媛大学
- ・山梨県立大学
- ・共愛学園前橋国際大学
- ・東京都市大学
- ・北陸大学
- ・関西大学
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構

■検討委員名簿■

大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
沖 裕貴	立命館大学教育開発推進機構 教授
小林 浩	リクルート進学総研 所長
	リクルート「カレッジマネジメント」編集長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構 教授
◎日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院 常務理事

※五十音順、敬称略。◎は座長

■ 好事例と教学マネジメント指針との関係整理

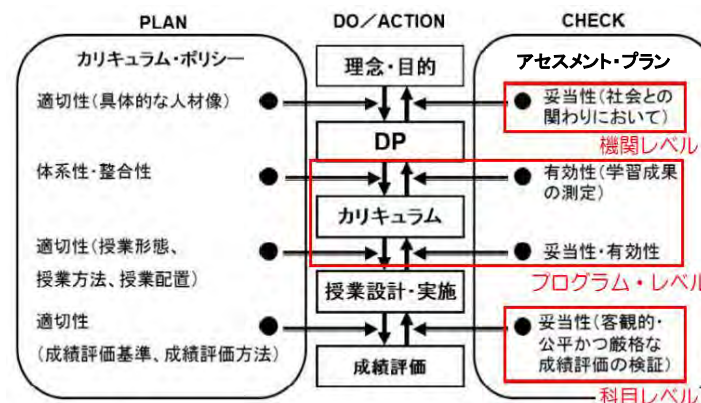
好事例として収集した各大学の取組について、教学マネジメント指針におけるⅠ～Ⅴのプロセス及びそこで述べられている取組等との対応関係をマッピングした。

	Ⅰ		Ⅱ						Ⅲ						Ⅳ					Ⅴ			
大学全体	○	○	○			○		○		○	○		○			○	○	○	○		○	○	○
学位プログラム	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			
授業	○								○			○			○			○					
取組	アセスメントプランの作成	学修目標の明確化	教育点検評価（モニタリング）の実施	カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの策定	アドバイザー制度	建学の理念やDPに則した教育課程の編成	授業科目の精選・統合	学期制の見直し	成績評価基準の明確化	GPA制度	学生アンケートの実施	授業評価アンケートの実施	アセスメントテストの実施	ポートフォリオの活用	ループリックの作成	F D ・SDプログラム	マネジメント層へのFD ・SD	教育支援センター・学修支援センターの設置	教学IR部門、教学マネジメント部門の設置	学生情報の共有化	組織対組織の情報交換	インターネット上での学生の情報発信	情報公表におけるデータ活用
立命館大学	○								○		○					○							
桜美林大学				○	○					○										○			
国際基督教大学											○	○						○					
山形大学				○									○						○				
金沢工業大学			○			○														○			
筑波大学			○					○											○				
横浜国立大学									○						○								
愛媛大学		○									○					○	○	○					
山梨県立大学		○		○								○											
共愛学園前橋国際大学		○												○	○							○	
東京都市大学							○	○						○	○				○				
北陸大学		○		○		○	○				○				○					○			○
関西大学		○									○			○					○				
国立高等専門学校機構				○		○							○				○						

事例の紹介例①

立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付きつつある。



桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

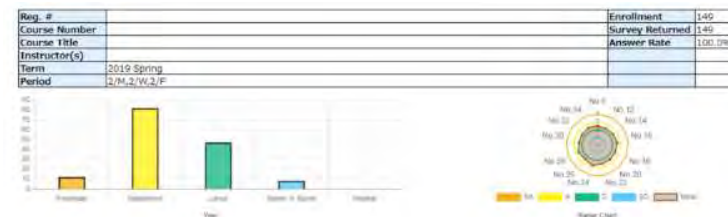
- 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。

	1年次		2年次		3年次		4年次		小計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学 部 指 定 修 得 課 目	グローバル・コミュニケーション学入門	英語読解と文法			応用英語学	グローバル・コミュニケーション学ゼミナール	グローバル・コミュニケーション学ゼミナール		24
	外国語教育法	インバウンディング・イングリッシュ			キャリアデザインI	キャリアデザインII			
	自己表現とキャリアデザイン	論理的思考とコミュニケーション							
学 部 指 定 履 修 課 目	英語1A	英語1B	英語2A	英語2B	英語3A	英語3B	英語4A	英語4B	4

事例の紹介例②

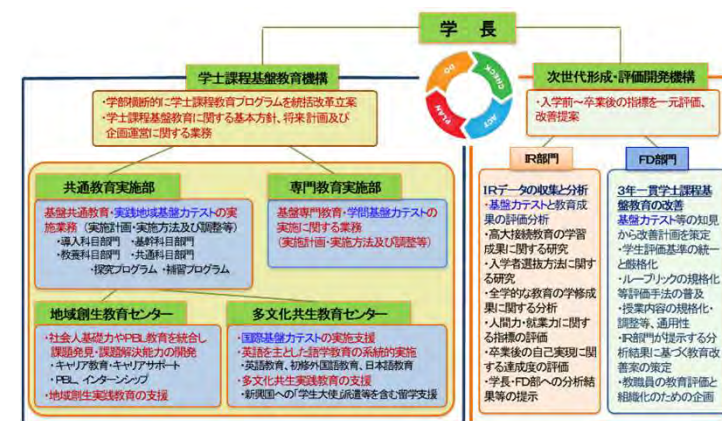
国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたかなど）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったかなど）の設問を設けている。



山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR（Institutional Reserch）であり、もうひとつはIE（Institutional Effectiveness）である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かされなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。



金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広めていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。



（１）質保証システムの見直しに当たっての検討

- 第10期の議論において「質保証システム全体について／質が保証されている大学とは」というテーマに基づき議論。その際にも、設置基準・設置認可審査、認証評価、情報公表に係る意見が出されている。
- これらの意見も踏まえつつ、「客観性の確保」「透明性の向上」「先進性・先導性の確保（柔軟性）」「厳格性の担保」の観点から各制度を検討した際に考えられる課題や問題点はどのようなことが考えられるか。

① 大学設置基準・設置認可審査制度

(大学設置基準)